

令和4年6月27日

保護者 様

宇都宮市立姿川第二小学校長 猪瀬 寿代

新型コロナウイルス感染症への対応と本年度の教育活動等について

今年度は以下のように新型コロナウイルス感染対策を講じることにいたしました。御理解と御協力をお願いいたします。

1 環境衛生管理や保健指導の徹底

- ・ 教室内の机、椅子、その他の備品、児童が触れる事の多い教室の出入り口やトイレのドアノブ等を毎日消毒します。
- ・ 学校生活の中で、密接・密集・密閉の場面を作らないよう、教職員全員で指導を工夫・徹底し、児童の感染拡大防止意識を高めます。

2 学校生活におけるコロナウイルス対策

- ・ 児童への手洗い・咳エチケット、衣服の清潔、トイレの使い方等の指導を徹底するとともに、熱中症対策をとりながら、原則として終日マスクを着用させます。**ただし、登下校時や体育の授業ではマスクを外すように積極的に声を掛け、熱中症予防を行います。**
- ・ 様々な教育活動実施にあたり、時差をつけたり活動を適宜分けたりしながら密集を作らないようにします。
- ・ 友達との距離をとるなど、日常的に注意喚起ができるような環境づくりを行います。

【朝の会】

- ・ 「健康管理カード」回収による検温の確認と慎重な健康観察により、健康に異常のある児童の早期発見に努めます。

【授業】

- ・ 各教科の指導につきましては、市のガイドラインに基づき、活動内容を適切に制限しながら行います。
- ・ 教室内2方向で1つ以上の窓やドアを開けて授業を行うなど換気に努め、密閉を回避します。
- ・ 理科室、家庭科室、図工室、図書室など特別教室入室前後にも手洗い、手指の消毒を行います。

【給食】

- ・ 給食当番は手指の消毒を徹底させ、おたまやトング等の役割は決められた当番のみが担当することとします。給食を受け取る児童は、一定間隔の距離を保って給食を受け取ります。
- ・ 事前の手洗い等を徹底するとともに、全員が机を前向きにして無言で食事をします。

【清掃】

- ・ 備品使用の前後には手洗いを徹底します。
- ・ 清掃場所での人数を減らす工夫（当番制や分担場所の分散）や、人との間隔をあける指導を行います。

【休み時間、業間、昼休み】

- ・ 休み時間等にも極力密接しないよう指導し、入室時の手洗いを徹底します。
- ・ 業間や昼休みは外遊びを推奨します。**熱中症対策を優先し、気温に応じてマスクを外すように声をかけます。**

3 保護者の皆様へのお願い

- ・ 今年度も、お子様の体温を毎朝測定して「健康管理カード」に記入し、毎日学校に持たせてください。37.5度以上の熱がある児童は、症状がなくても原則早退となりますので、御協力をお願いいたします。また、児童が、風邪の症状（発熱、倦怠感、のどの痛み、咳、息苦しさ、頭痛、腹痛等）による体調不良を訴えた場合にも早退となります。その場合は、感染拡大防止のため、学校でお子様をお預かりすることはできませんので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ・ お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合は速やかに学校への連絡をお願いいたします。また、学校の電話が自動音声となった後は、**市教育委員会緊急連絡先への連絡ではなく、明朝・休日明けに電話や google form 等で学校への連絡と変更になります。**ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・ また、陽性、陰性にかかわらず、お子様や家族の病状、PCR 検査等実施の有無につきましては、お電話やフォームにて学校まで御報告いただきますよう、お願いいたします。
- ・ お子様に風邪の症状がある場合は、学校を休ませてください。原則出席停止扱いとなります。なお、感染予防のためにお子様を休ませる場合も出席停止扱いとなります。
- ・ 保護者の皆様に風邪の症状がある場合は来校をお控えください。来校の際には必ずマスクを着用してください。
- ・ お子様はマスクを汚してしまう場合や紛失もありますので、予備のマスクをお子様を持たせてください。なお、落とし物については、感染拡大防止のため、処分させていただきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染について偏見や差別が生じないように、学校でも十分指導しますが、ご家庭でも御指導ください。

4 感染の危険が増加した場合の対応

- ・ 昨年度はいくつかの学年において緊急引き渡し下校や学年休業でお世話になりました。今年度は、学級休業を基本として、感染状況に応じて学年・学校休業となる場合があります。その際は決定次第、速やかにメールにてご連絡します。
- ・ 学校関係者に陽性反応が出た場合には、緊急引き渡し下校となりますので、保護者の皆様におかれましては、学校からのメールチェックをこまめをお願いいたします。また、お子様のお迎えや健康状態確認等のため、学校からお電話させていただくことがありますので、お電話をつながるようにしていただきますよう、重ねてお願いいたします。
- ・ その他、消毒の実施など、児童や教職員等の感染状況を踏まえた学校の対応につきましては、メールや文書にてご連絡いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

5 その他

- ・ 市教委より休業措置について以下のような変更通知がありました。本文書も、通知を踏まえて作成しておりますので、参考までにお知らせいたします。

【重要…昨年度からの変更点（原文）】

- ・ 感染者の最終登校日とその前日の2日間の行動歴を確認し、学校・市教育委員会が相談の上、原則、学級休業を基本とし、感染状況に応じて学年・学校休業の措置を講じる。
- ・ 休業期間については、感染者の最終登校日の翌日より 2～5日程度を目安とする。
(最終登校日によっては、休業措置を講じない場合がある)
- ・ 休業期間については、感染状況などにより短縮や延長を行うことがある。